

徳山遠石の祭市と芝居興行

——近世中期、地方小都市の社会——

吉積久年

山口県文書館架蔵の徳山毛利家文庫（徳山藩政史料）に「遠石祭市覚」という厚さ二三センチメートル余にも及ぶ大簿冊がある。

宝暦二年（一七五二）に起筆され、遠石祭市に係る節目（）の事項が天保十三年（一八四二）まで九〇年間にわたり書き繋がれたもので、祭市の変遷を辿る上で恰好の史料となつてゐる。それは、すでに『徳山市市史料』^{〔1〕}に登載済みである。

宝暦二年に書き始められた理由を当史料から窺うことには、ほとんどむづかしい。無論、この年に祭市が始まつたわけではない。

遠石は、徳山村に屬してその東端にあり、山陽道が東

西に走つていた。寛延三年（一七五〇）遠石村石高由来境目書、つまり『防長地下上申^{〔2〕}』では、総家数八三軒（うち地方一一軒、町方七二軒）、総人数三七五人（うち地方三七人、町方三三八人）である。

山城国男山の石清水八幡宮の社領であつた遠石庄に、その別宮として設けられていたこともある古社遠石八幡宮の門前町としての性格をもつてゐた。徳山藩主の尊崇を代々集めた同宮は、領内第一の神社を誇つていた。

したがつて、中秋の望月に催された大祭及びこれに伴う祭市は、領内最大のイベント、賑わいことであつた。押役と称された差配警備の役人や、出津入津を取締る浦究役等々諸役人が派遣され、祭市中駐留した。祭市第一の呼びものは芝居であった。

宝暦二年、この祭市の開催期間延長が図られる。八月

一杯に限られていたものが、九月七日まで延長されたのである。景気の沈滯を打破し、藩財政の逼迫を打開する意味合いがあった。景気浮揚策は、遠石祭市期間の延長にとどまらず、同類では徳山町の権現祭市が同年に始まり九月九日から十五日まで催されるに至ったこと、また

翌三年には三月一日から十五日まで富田古市での祭市が始まった（祭市開催の免許決定は宝暦二年冬）ことがあるし、両祭市とも呼び物として芝居興行が認められている。

権現祭市宝暦二年の概況は、八月十日他所からの買人の入り勝手、大芝居・旅茶屋各一軒の仮設が認められ、同二十日芝居立銀の落札額が銀一二一匁六分（西町の与治兵衛ら四人が共同で落札）、同二十一日芝居札錢が先行する遠石大芝居が引続き請ける条件で三〇文と定められたが二十七日不首尾のことがあり防府宮市の分徳一座に請人変更があつて二六文に改まつた。かくして始ました第一回目の祭市も「余分の損失」ありとして十八日まで三日間の延市が認められ、市上りの銀高五貫三三二匁、そのうち芝居札錢の上りは一貫九四四匁一分二厘七毛であつた。札錢の占有率三六・五パーセント。

富田古市の祭市は、市上り銀高五貫七二四匁八分五厘、うち芝居札錢高一貫五五七匁八分五厘（占有率二七・二パーセント）であった。札錢は宝暦二年十二月二十二日、

三三文の申請に対し一八文と定められていた。また、役者の到着が遅れ、芝居興行は三月三日晚から始まつてゐるし、十五日には天氣悪く不景氣だとして二十二日までの延市申請が出されたものの認められなかつた事実がある。

そして、両祭市芝居の観客動員数が、権現祭市昼夜計一六回の興行（昼六回、夜一〇回）で五、五五三人（一回当り三七四・〇人）、富田古市が八回（昼一回、夜七回）で六、四五九人（一回当り八〇七・四人）。

さて、宝暦二年八九月の遠石祭市における芝居観客動員は、大芝居昼夜七回、夜一六回の計二三回の興行で一万〇九九九人（一回当り四七八・二人）、小芝居昼夜一一回、夜一五回（二六回で一、九四一人（一回当り七四・七人）で、動員数の合計一万二九四〇人である。札錢は、大芝居三〇文、小芝居一六文（五月二十三日決定）で札錢総高銀四貫九六九匁一分六厘で、市上り銀は四三貫三一三匁一分六厘であった。芝居札錢の占有率一一・五パーセント。

市上り銀を単純に一日当りに勘算すると、遠石で一貫九六八匁余、権現で七六一匁余、富田古市で三八一匁余となる。ときには、宝暦二年十二月九日に決められた公定米価（藏米の売付価格）は銀一〇〇目当り一石六斗三升

である。⁽³⁾

そこで、筆者は、十八世紀前半の芝居興行を中心にはじめた遠石祭市の変遷を辿ることを日途として、近世地方小都市の景況を抽出してみようと思うものである。

芝居の観客動員

観客動員（売札数）が、「御藏本日記」に日々明記され始めるのは元文五年（一七四〇）のことである。表1は、宝暦三年まで一四年間の動員数と興行日数を示したものである。但し、寛保二年（一七四二）と延享二年（一七四五）については、興行回数・動員数に不明のところがある。単に動員数のみを窺えば、元文五年を越した年がなく、延享三年を底として低迷していることが歴然である。

この低迷振りは、「芝居見物少く市立之人無之」（寛保三年八月二十九日の条）や寛延元年四月五日の祭市への他国他領からの売買人が集り悪く、市立の商売人も古来に比べて減少し、芝居見物も微かで請人が損失を抱え込んでいるという記事で十分確認できる。延享二・三年は「不競氣」との理由で九月五日まで市の延長が認められてもいる。

観客動員の把握は、元文四年以前について不能であり、客観的比較材料として札錢の上り具合でみることにする。残念ながら記載量は豊富ではない（表2）。

延享期に底打ちが見られ、宝永元年（一七〇四）と比較しても享保十年（一七二五）の活況が目立っている。享保七年は両芝居札錢上り高が銀五貫余と書かれ、試みに五貫目として米に勘算すると八〇石となる。さらに「江戸奉書控」宝永三年の記事によれば、六貫目程とあって、米勘算で八四石ばかりになる。

また、試みとして、宝永元年について、大芝居札錢が銀二分五厘、小芝居同じく一分として、観客動員数を割出すと、大芝居約七一〇〇人、小芝居約二万二五〇〇人で計約三万人になる。

享保六年について、大芝居札錢二五文、小芝居同一二文で、大芝居約五〇〇〇人、小芝居約四二〇〇人の計約九二〇〇人である。当時の為替相場は銀一匁が錢二〇文である。同十年について、ときの為替相場銀一匁＝錢七四文に照らし観客動員数を割出すと、大芝居（札錢二四文）でざつと一万四五〇〇人、小芝居（同じく一〇文）で一万〇五〇〇人、計二万五〇〇〇人という数字になる。

芝居札錢の上り

表-1 元文5年～宝暦3年遠石祭市両芝居観客動員(売札数)

年号 (西暦)	大芝居						小芝居						合計								
	昼			夜			昼			夜			計								
	動員数	興行回数	1回当たり動員数	動員数	興行回数	1回当たり動員数	動員数	興行回数	1回当たり動員数	動員数	興行回数	1回当たり動員数	動員数	興行回数	1回当たり動員数						
元文5(1740)	1096	11	99.6	7079	15	471.9	8175	26	314.4	4354	15	290.3	5417	16	338.6	9771	31	315.2	17946	57	314.8
寛保元(1741)	2781	11	252.9	7152	13	550.2	9933	24	413.9	1508	7	215.4	2379	8	297.4	3887	15	259.1	13820	39	354.4
寛保2(1742)	—	—	—	—	—	—	6104	(11)	—	—	—	—	—	—	8175	(11)	—	14279	(22)	—	
寛保3(1743)	1687	13	129.8	8174	15	544.9	9861	28	352.2	2151	13	165.5	2797	14	199.8	4948	27	183.3	14809	55	269.3
延享元(1744)	1940	8	242.5	6485	15	432.3	8425	23	366.3	1246	9	188.4	1805	14	128.9	3051	23	132.7	11476	46	249.5
延享2(1745)	2872	12	247.7	(5518)	14	—	(8400)	26	—	2785	13	214.2	(1576)	13	—	(4361)	26	—	13136	52	252.6
延享3(1746)	247	5	49.4	2709	17	159.4	2956	22	134.4	3182	15	212.1	3794	18	210.8	6976	33	211.4	9932	55	180.6
延享4(1747)	1900	10	190.0	5952	17	350.1	7852	27	290.8	3997	14	285.5	2529	14	180.6	6526	28	233.1	14378	55	261.4
寛延元(1748)	2689	11	244.5	9145	14	653.2	11834	25	473.4	2847	14	203.4	1836	13	141.2	4683	27	173.4	16517	52	317.6
寛延2(1749)	1997	10	199.7	8595	15	573.0	10592	25	423.7	3736	16	233.5	3454	16	215.9	7190	32	224.7	17782	57	312.0
寛延3(1750)	1491	11	135.5	7646	14	546.1	9137	25	365.5	3802	14	271.6	4704	13	361.8	8506	27	315.0	17643	52	339.3
宝暦元(1751)	954	6	159.0	7737	13	595.2	8691	19	457.4	2635	12	219.6	3748	13	288.3	6383	25	255.3	15074	44	342.6
宝暦2(1752)	1162	7	166.0	9837	16	614.8	10999	23	478.2	979	11	89.0	962	15	64.1	1941	26	74.7	12940	49	264.1
宝暦3(1753)	101	2	50.5	7670	18	426.1	7771	20	388.6	2672	11	242.9	4094	17	240.8	6766	28	241.6	14537	48	302.9

※註 延享2年の場合、1日のみ大小別の札数が書分けられていない日があるため、括弧で表記した。

表-2 芝居・見世物の札銭上り銀高

年号(西暦)	大芝居	小芝居	軽業見世物	計	(米勘算)
宝永元(1704)	1貫773匁	2貫245.1匁	—	4貫018.1匁	(60.27石)
宝永3(1706)	—	—	—	約6貫	(約84)
享保6(1721)	6,218.3	2,548.8	—	8,767.1	(109.59)
享保7(1722)	—	—	—	5貫余	(約80)
享保10(1725)	3,916.0	1,280.0	584.1匁	5,780.1	(123.12)
元文3(1738)	4,825.5	1,467.99	—	6,293.49	(81.82)
寛保2(1742)	3,130.6	1,901.16	316.68	5,348.44	(64.18)
寛保3(1743)	3,687.75	847.68	251.0	4,786.43	(62.22)
延享元(1744)	2,731.63	492.83	303.4	3,527.86	(34.93)
延享2(1745)	3,551.11	941.5	—	4,492.61	(49.42)
延享4(1747)	3,373.7	1,536.7	204.8	5,115.2	(66.50)
宝暦元(1751)	3,580.0	1,447.32	408.8	5,436.12	(97.31)
宝暦2(1752)	4,519.86	449.3	—	4,969.16	(81.00)
宝暦3(1753)	2,806.19	919.16	156.91	3,882.26	(72.91)

なお、札銭については後述を用意している。

ちなみに、正徳四年（一七一四）の宗門改めによる領内総人口は二万九六〇四人（「御藏本日記」九月十一日の記事）である。享保十九年（同九月二十二日の記事）で三万二八〇三人、元文二年（同九月十三日の記事）では三万四〇八七人である。このように、人口の微増現象が認められる中、芝居観客動員数は、元禄期以前のことが不明という条件のもと、微妙な波が形成されたようだが、宝永期や享保十年頃を山としながら、およそ減少して行つたと見てとつてほぼ間違いないよう思う。

表3は、札銭の推移を辿つたものである。享保六年以降、銭立てが定着し、元文二年まで大芝居二四文、小芝居一〇文で落着いているが、例外的に享保十六～十八年など途中で値上がりが認められた場合もある。享保九年の場合、「芝居受方之者共御断申出候は今年大芝居能役者共雇下、小芝居之儀も多人數ニ而難儀仕候」として一文と二文各々値上げが認められている。その後段には、市中の景気への影響もなからうと記されている（「御藏本日記」八月二十三日の条）。同十四年では小芝居の評判がいいとして二文の値上げ（同八月二十三日の条）、また同十六年では両芝居とも大入りだとして各二文の値上げ（同八月二十五日の条）。同十七・十八年は大飢饉

芝居三〇文、小芝居一五文を要求している。(御藏本日)

のなせるところである。

元文三年から数年間、小芝居に異同はないものの、大芝居は二〇文ほどに抑制されている。これが、寛保三年を機に上りに転じ、寛延元年以降、大芝居三〇文、小芝居一六文の定着が見られる。

子細に見ると、元文五年、芝居請本ら遠石町衆の申請は大芝居一四文であった。寛保元年も同じく二六文の申請書が出されているし、翌二年には米そのほか物価高で、かつ錢相場が下落しているし、安芸宮島では近年札錢は五四文、当年三月市の芝居札錢は六二文であるとして大芝居三〇文、小芝居一五文を要求している。(御藏本日)

記」六月三日の条)。延享四年は、大芝居四〇文、小芝居二〇文の申請(同六月四日の条)、また寛延元年では五月十日、大芝居一四文、小芝居一二文に一旦定められたが、請人がないとして同月二十九日に三〇文と一六文に改められている。

米に勘算してみると、享保十七・十八年は全く例外として、享保・元文期に高揚期が、寛保・延享期に低迷期が形作られていたことがわかる。享保・元文期の高揚は、元禄・正徳期と比較しても明らかである。元禄・正徳期は、米勘算で大芝居四合前後、小芝居一・五合前後、こ

表一 3 芝居札錢の推移

年号(西暦)	大芝居(米勘算)	小芝居(米勘算)
元禄2(1689)	20文	8文
元禄4(1991)	24	8
元禄5(1692)	20	8
元禄9(1696)	20	8
元禄11(1698)	(銀)2分5厘(4.5合)	(銀)1分(1.8合)
元禄14(1701)	(銀)2分5厘(3.6)	(銀)1分1厘(1.6)
宝永4(1707)	(銀)3分(4.1)	(銀)1分(1.4)
正徳3(1713)	(銀)5分(3.3)	(銀)2分(1.4)
正徳4(1714)	(銀)5分(3.8)	(銀)2分(1.5)
享保5(1720)	(銀)8分(3.8)	10文(2.2)
享保6(1721)	25文(3.9)	12(1.9)
享保7(1722)	26(5.2)	-
享保8(1723)	24(7.7)	10(3.2)
享保9(1724)	24(7.5)	10(3.1)
	→ 25(7.8)	→ 12(3.7)
享保10(1725)	24(7.5)	10(3.1)
享保11(1726)	24(6.0)	10(2.5)
享保12(1727)	24(6.6)	10(2.8)
享保13(1728)	24(7.3)	10(3.0)
享保14(1729)	24(7.4)	10(3.1)
	→ 12(3.7)	→ 12(3.7)
享保16(1731)	24(6.8)	10(2.8)
	→ 26(7.4)	→ 12(3.4)
享保17(1732)	24(3.7)	10(1.5)
	→ 26(4.0)	→ 12(1.8)
享保18(1733)	24(3.9)	10(1.6)
	→ 26(4.2)	→ 12(2.0)
享保20(1735)	24(7.0)	10(2.9)
元文元(1736)	24(7.1)	10(2.9)
元文2(1737)	24(7.6)	10(3.2)
元文3(1738)	20(6.2)	10(3.1)
元文4(1739)	21(5.5)	10(2.6)
元文5(1740)	21(5.6)	10(2.7)
寛保元(1741)	22(5.9)	-
	→ 24(6.4)	10(2.0)
寛保2(1742)	22(4.4)	11(2.2)
寛保3(1743)	24(4.9)	11(1.7)
延享元(1744)	24(3.7)	15(2.4)
延享2(1745)	29(4.6)	17(3.2)
延享3(1746)	-	→ 20(3.7)
	→ 28(5.2)	17(3.2)
延享4(1747)	32(5.9)	16(3.1)
寛延元(1748)	30(5.7)	16(2.8)
寛延2(1749)	30(5.2)	16(2.9)
寛延3(1750)	30(5.4)	16(4.0)
宝曆元(1751)	30(7.5)	16(3.5)
宝曆2(1752)	30(6.6)	16(3.5)

また、大芝居と小芝居の札銭格差が縮まつて来ていることに気づく。元文二年まで小芝居一に対し大芝居一・四・二・五であつたものが、元文三年以降一対二、さらに一対一・八七五に変化している。

大芝居と小芝居

芝居とは、当時芝居小屋を指し、大小は芝居小屋の大を意味した。

祭市で芝居興行が見られるようになつたのは、寛文四年（一六六四）といわれる。徳山毛利家文庫「逸史」には、この年、「八月遠石江哥舞妓^(アマグサ)初而來、自是每年來テ興行」と記される。一小屋制の濫觴は詳らかではない。ただし、同文庫「江戸奉書控」天和二年（一六八二）九月三日付けに「芝居物例年之前三座參、廿九日迄ニ市場筋無異議仕廻」と見える。

小屋は勿論仮設である。雨天や悪天では興行がうてなかつた。例えば、享保九年、八月十四日大風雨に見舞われ、大小の小屋とも大損したため一日遅れの十五日から始まつてゐる。なお、祭礼日は八月十五日だが、芝居興行は前日の十四日から行われてゐる。

『徳山市史』によると、八幡宮前を中心として東町と西町に分かれ、大芝居は東町の西端に設けられて間口一三

間半、小芝居は東町の東端から御船藏までの間に設けられたらしい。「御藏本日記」享保九年七月二十七日の条に、小芝居について三〇年前（元禄期）までは通り、つまり山陽道の南側に小屋掛けしていたが、近年北側に移しているもののが場所が狭いため今年から再び南側に戻す旨の記事が窺われる。

さて、大小二座の出し物であるが、大芝居が歌舞伎、小芝居が操人形に定着するのは享保十年ごろと考えられる。宝永三年の場合、両座とも操人形（大芝居総勢二四人、小芝居総勢二四人）であり、「御藏本日記」六月二十一日の記事を窺うと、大芝居について、ここ十年来、狂言尽し（歌舞伎）の場合札銭が銀で三分、操人形で二分五厘と定められているが、操人形を招くにあたつては二分五厘では実現不可能であり、是非三分に願いたいと請本が申出でている。

転機となつた享保十年の事情を見てみる。三月二十七日、芝居興行は去年通り認めるが歌舞伎芝居は認めず札銭二〇文と定められた。しかし、五月二十六日、操人形芝居では集客ができず、第一近年平生新市（七月十日から月末まで）や柳井新市（八月十五日から月末まで）では歌舞伎がうたれており、是非今年も大芝居は歌舞伎でという懇請に藩は折れている（「御藏本日記」）。

享保～元文期の高揚は、この歌舞伎興行に一因があつたと考えてよいようである。

同日記元禄九年六月四日の記事には、去年通り大芝居は狂言尽、小芝居は「押（追）出見世物」で計画されていたところ、当役つまり家老は狂言尽を認めず操芝居を指示する決裁を行つてゐる。大芝居の場合、確認できるところで元禄六・七年及び宝永三年が操人形である。また、元禄七年の小芝居は「女説教」と記されている（同日記七月六日の条）。

芝居の御館招致はほぼ慣例化していたことが窺えるが、ときにお忍びで芝居小屋に出かける場合もあつた。例えば、六代藩主毛利広寛は、求馬と呼ばれていた家督を継ぐ前（家督継承は宝暦八年）の十代、「御藏本日記」によれば、寛延三年から毎年一度ならず忍び見物をしてゐる。また、女歌舞伎は禁止されていたが、宝永三年には女役者一人が含まれていてこと、多分に子役が含まれていたらしいことが目につく。

なお、芝居請人が入札方式で決定され、その請人によつて招く役者が定まつた晩に、役者と番組が届出される仕事であった。元文元年の例を「寺社町方日記」六月二十

九日の条から抽出しておく。

「一當八月遠石祭市両芝居請本明石屋作左エ門巖嶋へ罷

越 大芝居請方 小芝居共 相添候ニ付役者付左之通差出候ニ
付御用所指出候夏

若女形 立役

一坂田高崎 一森田小三郎

立役

一大谷八五郎 一二三萩菊次郎

同 同

一榊山彦四郎 一桐野屋藤七

同 同

一竹嶋万喜 一大嶋九重郎

同 同

一藤田七五郎 一竹嶋哥野

同 同

一姉川猪九郎 一大嶋万九郎

同 同

一大嶋常之介 一大森四郎十郎

同 同

一稻谷吉五郎 一二三萩四郎太郎

立役

一音羽次郎三郎 一中村善九郎

若女形竹嶋早夜之介 若女形坂田市太郎

太夫 大黒屋小五郎

若女形竹中多門	若女形大嶋門之助	小芝居役者附
一大嶋式部	敵役	一若女形 桜川金さん
小哥	一竹嶋金十郎	一若女形 桜川友五郎
一笛尾清六	同	一立役 市山長七
同	一芳沢泰吾	一立役 桜川藤四郎
一笛尾喜十郎	同	一敵役 嵐半平次
若衆形	一玉木文左衛門	若女形 桜川もしほ
長哥	道外	太夫若女形桜川富之介
一三萩吉三郎	一西國兵内	若女形桜川小さらし
一多沢権三郎	同	一道外 南北新八
花車	一坂田菊江	一花車 野口甚七
一玉木哥仙	さみせん	一上るり 濱森仙太夫
子役	立役	一三味せん 野沢善七
一笛尾岩次郎	一市村竹右衛門	一さみせん 鶴沢半治
同	上るり	一小哥 濱森難波
一小野屋平七	一竹本久米太夫	一小哥 嵐善八
笛	さみせん	一はやし 桜山傳八
一筒井吉右エ門	一靄沢友八	一はやし 高崎兵右衛門
□	千穂萬歳染叶	大坂座本笛屋伊右エ門
千穂万歳染叶	座本市村四郎治	

延享四年の場合、小芝居だけだが異色の「からくり」であり、役者のみならず番組や細工人等々までも付され

ているので併せて録上しておく〔寺社町奉行所日記〕

七月十日の条。

「

大坂竹田大からくり

脇踊り

前狂言

からくり番組

難波うかれ鳥差

浮舟うかれ鳥差

布さらし

くわいらいし

家形遊山景色

かんこの太鼓

唐子遊竹渡りはやし

立役 竹田萬徳
立役 竹田次郎吉
立役 竹田幾柰
立役 竹田万助
立役 竹田喜天
立役 竹田千徳
立役 竹田小次郎
立役 竹田宇之助
立役 竹田林泰
立役 竹田重助

立役 竹田定之助

立役 竹田勘十郎

立役 戸市

立役 喜八

立役 竹田勘十郎

立役 平七

立役 平八

立役 大つゝみ天四郎

立役 小つゝみ八郎兵衛

大工棟梁忠丘衛
太夫山本半太夫

一太鼓 庄左エ門
宮古路佐賀太夫

ワキ竹本仲太夫

三味せん靄沢藤四郎
三味せん竹沢平七

千秋萬歳榮叶」

頭取 平八

座本細工人竹田丹治

千秋萬歳榮叶」

頭取 平八

宝永二年の場合、苦勞銀として惣座中へ四三〇目、座

本と太夫へ計銀八六匁、頭取以下名前の録される役者中
へ計金一両三歩、立役及び子供へ各金五〇〇疋が下され
ている。なお、元文元年八月二十二日招致の折、化粧道
具銀二五匁が支給されているが、従来は現物支給であつ
た。

また、元文三年八月二十六日の記事に小芝居の役者小
八が病死したこと、同五年八月二十八日御館招致のとき、
役者に病人が出て注文の狂言が出来難いと申出たことに
対し、不届きだとして九月七日、遠石町年寄・目代及び
請本が閉戸を喰つたという話がある。後者については強
いて病人を出演させている。

さらに、享保八年八月十七日招致の折、蓮性院（四代
藩主毛利元堯の母）が狂言「八百屋お七」を好んだとし
て特に金二〇〇疋が下賜された話もある。

最後に、元禄六年九月七・九日招致時のようにすを一例として抄録しておく（「御藏本日記」）。このときは両芝居を招いている。

「あやつり役者之者ハツ半前御屋敷へ罷出、尤御客屋ニテ御賄仕舞罷出、五ツ半時^(マニ)上るり初申候、上るり鉢ノ木壺流狂言式番宛、終而御中入被遊、追付御出被遊、太平記十八卷一流狂言式番あて被仰付、夜三入五ツ前ニ上るり終申候事……右之役者式拾九人并請本之者昼食御客屋^ル仕出、かく屋ニテ被下之、昼過満中百五十うつら焼百五十平折ニ而役者へ木工殿^ル御口上之様ニ申候て小田仁右エ門ヲ以被遣候、芝居終而御客屋ヘ役者罷下り御賄被下候事……芝居終而御客屋ヘ役者下候上、太夫ヘ銀一枚、脇太夫ヘ金子貳百疋、惣座中^ヘ銀子七枚被遣候」（九月七日）

「今日遠石小芝居御屋敷被召出ニ付而役者請本之者共式拾壱人四ツ前御客屋迄參、四ツ時分昼食一汁三菜之御賄、御喰を仕廻候て四ツ半前御屋敷罷越候、九ツ前乞狂言初り申候……芝居へかるきにしめ物ニテ酒出候、中入り之時分うつらやきあん餅取合式百平折ニて小田仁右門ヲ以被遣候、尤にしめ物申候、役者之内赤飯も少シ給申^ル由望候付而餅屋ニテ才覚仕少シ給させ申候、狂言輕業拾八九番被仰付、六ツ半時終

申候、役者之者仕廻御客屋罷下り夕御賄被下候、其上ニテ太夫万太夫ヘ銀子壺枚、龍之介ヘ銀子壺枚、惣座中^ヘ銀子三枚……相渡」（九月九日）

なお、大小の両芝居のほかに折々軽業などの見世物が興行されることもあった。両芝居と明確に区別される見世物興行の嚆矢は、管見の限り正徳二年八月十三日の「猿三疋并人數七八人罷越候、おいれニ仕度由願出候、芝居之類ニテは無之見世物之おいれニテ御座候」（「御藏本日記」）の記事である。以下は表4のとおりであり、判明するその札錢上り銀高は表2に既載すみである。

表一4 軽業小見世物興行の概要

年号	内 容 等
正徳2	猿3疋并7~8人
享保10	軽業、1本足
享保19	追入り作り物、札錢5文
元文2	小桜金山という軽業8人連
元文5	曲毬6~7人連
寛保元	軽業追入芝居人数15人連、札錢6文
寛保2	軽業
寛保3	軽業
延享元	軽業、札錢5文、猿芝居、同3文(8月21日7文と4文に変更)
延享4	8月20日より観客多く札錢8文に変更
宝暦元	軽業、札錢6文
宝暦3	しな玉つかい大坂難波市のもの9人連、札錢7文(8月25日8文に変更)、軽業大坂堀江のもの3人、同3文

芝居立銀と請人

まを「御藏本日記」宝永三年六月二十一日の記事から抄録しておくる。

芝居をうつ人間、つまり請人（興行主）は、毎年六月、立銀の入札で決定した。落札立銀の額と落札者を集計したのが表⁵である。請人（請本とも）は、落札の立銀のほか地代銀⁽¹⁾を藩に納めた。この立銀の変遷を見ても、享保八〇十年に山がある。

つぎに芝居一座の招致について考えてみる。その事情を伝える早い時期の史料を先ず紹介してみる。

「大坂あやつり座虎屋清左エ門と申者、嚴島へ籠下、夫ら藝州廣島平田屋甚助舟を借十七人御国内戸石祭りへ籠越、籠上り之刻家室にて去月廿六日之大風ニ舟令破損候、云々」

これは、毛利家文庫・日記「御留守居所日記」天和三年（一六八三）十一月六日の記事である。

安芸国嚴島つまり宮島を経由する形で多く大坂の操人形一座や役者一座が来ていた。宮島では、三月・六月・

九月に市が立ち淨瑠璃や歌舞伎などが興行されている。「広島県史」などによると、元禄期にはとくに六月市に上方や江戸の歌舞伎が休業するため大名題の役者がよく招かれた⁽²⁾。これを狙つて、遠石祭市芝居の請人は六月宮島に飛んでいる。請人が宮島で招請に苦心するさ

まを「御藏本日記」宝永三年六月二十一日の記事から抄録しておくる。

「遠石町明石喜右エ門嚴島へ飛脚を以申越候、操芝居小林平太夫嚴島ニ籠居候ニ付遠石へ請申度と心遣仕候処、札錢弐分五厘宛之御定ニ御座候故遠石へ得不參候、三分ニ被仰付候ハ、可參と申候、あやつり之大芝居右之外は不參、其外小芝居請候而ハ町³にきわいも無之すいひニ籠成候、何とそ當八月遠石之大芝居札錢三分宛被仰付候て平太夫を請申度候、先年も平太夫參候節御願申上三分ニ被仰付候由……去年も芝居嚴島ニて埠明不申候、請本大坂迄籠越色⁴札錢増被下候様ニ御願申上候へとも不被免候、然とも遠石近年困窮去年已來様⁵御断之品申出候得共御取上も不相成被差置候、嚴島へ外ニあやつり不參由、彼是當年計格別之御沙汰を以遠石町御救ニ三分ニ被仰付被下候、來年⁶如何様之芝居請候とても當年之例を以札錢增被下候様ニ御願申出間敷候」

請人明石喜右衛門の焦慮ぶりが如実に物語られている。この時期、遠石町が不況下にあつたことも知られるし、請人の思いは芝居興行で何としても景気浮揚を図るというものであつたことも承知される。このとき、請人の歎願は達成されている。この年限りという条件であつたよ

表-5 芝居立銀の推移

年号(西暦)	立銀(米勘算)	落札者	備考
元禄7(1694)	305.5匁(7.18石)	(遠石町ノ者)	
元禄14(1701)	459.99 (6.67)	遠石町九郎三郎	
宝永元(1704)	600.19 (9.00)	—	
宝永3(1706)	120.3 (1.68)	遠石町明石喜右衛門	入札4枚
享保5(1720)	4006.0 (19.23)	遠石町中尾作兵衛	
享保6(1721)	7517.0 (23.30)	明石屋	2番札5貫701匁 3番札5貫560目余
享保7(1722)	861.0 (13.78)	岩見屋喜三郎	
享保8(1723)	1408.6 (32.40)	明石屋与三左エ門	
享保9(1724)	1600.0 (36.80)	遠石町中尾作兵衛 よし屋与一兵衛	2番札1貫486匁
享保10(1725)	1600.0 (34.08)	—	
享保11(1726)	1171.2 (21.67)	吉屋与一兵衛	2番札1貫171匁
享保12(1727)	1001.0 (20.92)	遠石町田中屋喜左衛門	
享保13(1728)	838.66 (19.29)	芳屋与一兵衛	
享保14(1729)	756.68 (18.16)	遠石作左衛門	
享保15(1730)	700.665(16.82)	遠石町綿屋治右衛門	
享保16(1731)	620.666(15.52)	遠石明石屋作左衛門	
享保17(1732)	961.06 (11.72)	ほうし屋清左衛門	
享保20(1735)	500.0 (10.50)	坪井屋清兵衛	
元文元(1736)	601.66 (14.14)	明石屋作左衛門	2番札506.66匁
元文3(1738)	410.17 (5.33)	—	1番札545.333匁
元文4(1739)	802.3 (8.83)	ほうし屋清左衛門	
元文5(1740)	1106.23 (12.94)	遠石町ほうし屋清左衛門	
寛保元(1741)	1306.16 (15.28)	わた屋久兵衛	
寛保2(1742)	916.23 (10.99)	—	
寛保3(1743)	1162.36 (15.11)	遠石坪井屋清兵衛	
延享3(1746)	—	久兵衛	
寛延元(1748)	501.69 (6.52)	西村屋喜右衛門	
寛延2(1749)	466.6 (5.51)	遠石久光屋清左衛門	2番札361.6匁 3番札357.96匁
寛延3(1750)	701.7 (8.77)	遠石町綿屋久兵衛	2番札667.23匁
宝暦元(1751)	1055.6 (18.90)	遠石町清左衛門	
宝暦2(1752)	1156.66 (18.85)	遠石漆屋利右衛門	
宝暦3(1753)	756.66 (14.23)	遠石町桜屋彦七	

うだが、表3にみる通り、札銭はこの以後上つたことが窺われるのである。

享保八～十年は、立銀入札が三月に行われるという異常を見ている。これは、宮島での一座勧誘が容易でなく、態々上方まで手を延ばさねばならぬ事態が発生していたことによるもので、享保九年の場合、大芝居札銭四分（銭でおよそ三〇文）が請人から申請されていることからも集客力のある一座を呼ぶともなれば、札銭もそれ相当が確保される必要があったのである。

かくして、祭市の退潮が見られる中、宮島や上方から集客率の高い役者の招請が次第にむつかしくなつて行つたものと考えられる。寛保元年の場合は両芝居とも筑前の一座で、請人が招請を約束して帰つたのが七月八日であつた。宝曆三年の小芝居は豊前国中津の一座で、その決定は漸く八月四日のことであつた（「御藏本日記」）。

その辺のことについては、つぎの請人請状によつて十分窺い得る（「寺社町方日記」）。

「私儀祭市芝居落札ニ而請狀被仰付御請狀之事

一太夫本役者子共末々之者ニ至迄市中滞留之内御国法相守諸事狼之儀無之様ニ可仕事

一大芝居ハ狂言盡、小芝居ハ何ニ而も大芝居と品替たる追出芝居請可申候、大芝居札銭式拾四文小芝居札銭

被仰付、然上は役者子共隨分撰之上方定芝居相勤藝能有之を相極衣類狂言諸道具等迄疎末無之能芝居請下り可申候、巖嶋ニ而得請不申候ハ、大坂迄罷登能芝居請可參候、若不宜候ハ、如何躰ニも可被

一立銀六百壱匁六分六厘并地代銀八拾目初芝居ら少も無滯御納可仕候更

一両芝居札銭之儀ハ不及申上、惣而新規之御断立座本請本共申上間敷事

一両芝居八月十三日を切ニ遠石着仕せ候而市中無恙芝居相勤、市終候而翌日共品々座本之者乗せ御當地引取せ可申候、乗船延引之御断申上間敷候更

右前書之外被仰渡候廉々奉得其意、仍而御請狀如件

元文元年

辰六月十日

幡部伊左衛門殿

作左衛門
明石屋

宮川利兵衛殿

右前書之通紛無御座候、若相違之儀御座候ハ、私共ら其沙汰可仕候、以上

同日

目代

宮川利兵衛

年寄

幡部伊左衛門

このあと延享四年・寛延二年の請状を見ると、第二条目の最末尾が「巖嶋ニ而得請不申候ハ、瀬戸内九州ニ而請可申候事」に変わっていることに注目したい。また、延享四年はついに立銀の入札者がなく「地下芝居ニ被仰付」たとある（「寺社町方日記」六月十八日の条）。

延享三年八月二十日、大芝居座本の分徳李之允は不入りを歎いて札錢を二八文に下げるよう懇請することがあつた。分徳は防府宮市に拠点を置く操人形一座であり、宮島経由で招請する一座とは歴然と格差があつた筈で、表1が動員数の大幅減を如実に示している。ともあれ延享期、不況をもろに被つて祭市芝居もどん底にあつた。

祭市商い高

祭市全体の景況を窺うデータとして商い総額の記録があり、表6にまとめてみた。この高い報告も、芝居の日々売札数と同じく祭市を統監した押役によつて、市終了後速やかに行われている。芝居興行の波と大差ないことを読みとることができる。但し、総商い高に占める芝居上り高の比率が古くは低かつたことが窺われる。

また、先述した後発の権現祭市・富田古市の祭市と比

表-6 祭市商売総高

年号(西暦)	商高(米勘算)	芝居上り高 ÷商高×100	年号(西暦)	商高(米勘算)	芝居上り高 ÷商高×100
宝永元(1704)	120.14貫(1802.10石)	3.3	元文元(1736)	26.1409貫(614.31石)	—
宝永3(1706)	約120 (約1320)	約5.0	元文3(1738)	34.63049 (450.20)	18.2
宝永6(1709)	173.2971 (2165.89)	5.1	元文4(1739)	32.379354 (356.17)	—
正徳4(1714)	127.8482 (894.94)	—	寛保元(1741)	58.00113 (678.61)	—
享保6(1721)	208.3865 (646.00)	—	寛保2(1742)	53.25444 (639.05)	10.0
享保7(1722)	80余 (約1280)	6.3	寛保3(1743)	26.10443 (339.36)	18.3
享保10(1725)	45.2001 (962.76)	15.0	延享元(1744)	17.09866 (169.28)	20.6
享保12(1727)	26.2648 (548.93)	—	延享2(1745)	23.92561 (263.18)	18.8
享保16(1731)	23.0605 (576.51)	—	延享4(1747)	32.17557 (418.28)	15.9
享保17(1732)	24.2747 (296.15)	—	宝暦元(1751)	36.74612 (657.76)	14.8
享保18(1733)	20.8余 (約270.4)	—	宝暦2(1752)	43.31316 (706.00)	11.5
享保19(1734)	30.6537 (668.25)	—	宝暦3(1753)	36.86726 (693.10)	10.5

較すると、遠石祭市の芝居上り高の比率が目立つて低いことが歴然である。

市運上銀高

さらに補完する材料として、市で扱われる商品に課せられる運上、つまり税の高がある。まず、元禄期について「上勘留」という好史料を得て表7のように見てとることができる。元禄十年までと同十一年との間に溝が認められ、景気の変動を語っているものと思われる。商品の数が決して多くはなく、数量は意外に波を大きく作っている。

比較材料の出揃う十八世紀半ばの同じデータが仲々見当たらない。僅々、宝永七年（一七一〇）一三四匁一分五厘（米に勘算して一・五石）、正徳四年（一七一四）二貫四二八匁七分八厘（同およそ一七石）、享保九年（一七二四）一七四匁七分八厘九毛（同四・三七石）、延享元年（一七四四）六五三匁六分三厘（同六・四七石）、同一年五一五匁八分七厘四毛（同五・一六石）、同四年六二六匁五分五厘（同八・一五石）と拾えるばかりである。正徳四年が異常に高いが、その訳は判らない。

「御手紙控」享保十一年八月十三日によると、「兼而御定之通」という小間物入櫃・呉服櫃のほか、以下の商品

表-7 元禄期遠石祭市運上銀高と商品

年号 (西暦)	祭市開催期間	運上銀高 (米勘算)	売買商品高										その他
			布	酒中樽	味噌樽	干鰯	たばこ	胡麻油	半紙	薪	塩	織綿	
元禄5 (1692)	8月11日 ～ 9月5日	303.128匁 (6.97石)	3754丁	365丁	71丁	130俵	50斤	3.1斗	14丸3締	10把	16石	40本	灯油9丁、墨保33丸3束、灰6石6斗、大豆13石5斗、林木4束(10束箱)、口や木60本
元禄6 (1693)	8月14日 ～ 9月10日	304.86 (※7.32)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
元禄10 (1697)	8月13日 ～ 9月5日	314.02 (5.34)	3246	258	516	161	80	0	90丸3締	175	19.2	19	燒炭1俵、酒大樽39丁、 より紙27丸6斗
元禄11 (1698)	8月12日 ～ 9月7日	175.64 (2.99)	2408	500	37	0	105	13.5	35.5丸	670	37.85	6	酒大樽11丁、墨保99丸6斗、大豆10俵、灰2俵(5斗人)
元禄12 (1699)	8月14日 ～ 9月4日	185.15 (※3.33)	949	129	92	0	0	樽4丁	12.2	720	19.8	27	ちり紙25丸7疊、灰1石8斗
元禄13 (1700)	8月14日 ～ 9月5日	272.44 (4.09)	3709	7	5	424	0	260	22.0	1181	7.2	100	酒小樽2丁、燈塔14俵、 より紙18枚(15枚)13斗6 締、同(6枚入)55丸、同(口締入)164丸

(註) ※は当年の米価史料が見当たらず前年末の米価を採用

について新たに運上を課すことが明記されている。

椀家具一ヶ 大五分（小は大の積りで）

鉄道具一ヶ 大一匁・小五分

唐津物一ヶ 大五厘・小三厘

佐野壺一艘 大船一匁五分・小船一匁五分

古着一ヶ 四分

同史料享保十三年では、さらにつぎのものが追加されている。

菅笠一〇蓋 五厘

莫蘆一枚 一分

船木櫛一ヶ（四〇束入） 二匁

このように対象商品が拡大されて行つた。そして、ここに「延享元子四月 御運上御定帳」一冊がある。『徳山市史』に延享四年・宝暦八年・安永元年及び天保六年の祭市運上銀定牒が載せられているので強いて言を尽さないが、多少異同のあることのみ付言しておく。当該史料の品種は一二〇を越える。

寛保三年八月十日の記事（「御藏本日記」）に、布の売買について從来、他領者の布買いのみを対象に一反當り一文を徵収して来たが、自他領の見分けが困難だとして自他領差別なく徵収することにした旨が記される。

延享元年八月十日、南からの大風で大島庄ノ浦沖で一

艘の荷船が破船した。船頭は宮島中之丁の六兵衛、荷主は徳山町の泉屋七兵衛と重岡屋市右衛門であった。遠石祭市で荒物店を設けようと広島で買い付けた商品を運び入れようと、同月六日広島を出津していたものであった。その積込まれていた荷物と量が判明する。薄縁八〇〇枚・蘆一五〇枚・七島六束・備後表一〇〇枚・商籠一〇〇枚・まな板五枚・小樽三〇・苧繩一〇〇把・八竹笠二〇〇枚・葛籠一二〇。うち薄縁三四枚・蘆七五枚・七島二束が遠石浦へ流寄つたという（「御藏本日記」八月十四日の条）。祭市にまつわる人と物との動きを示す一例として見捨て難い。

さらに、祭市の実況を伝える材料を二つ記しておく。享保十九年八月十四日の記事に、「貸店」五七軒ほど、「明店」一七軒ほどと見えて、市の規模を掴み得る。宝暦二年八月十七日の記事には、例年祭市に岩国から足を運んでいる年齢七〇歳余の饅頭屋の喜右衛門（この年五人を率いる）が、同月十一日遠石に参着したが、十四日から疝氣をおこして今朝遂に果てた、とある（「御藏本日記」⁽⁵⁾）。

祭市の延長問題

既述したとおり、祭市の期間は宝暦元年までは八月十

表-8 祭市期間の変動

年号(西暦)	延長期間	延長の理由	年号(西暦)	延長期間	延長の理由
貞享2(1685)	9月3日迄	?	享保13(1728)	9月3日迄	悪天
元禄6(1693)	9月5日迄	?	享保14(1729)	9月3日迄	悪天
元禄11(1698)	9月5日迄	8月20日から悪天	享保15(1730)	9月5日迄	?
元禄15(1702)	閏8月5日迄	悪天	享保17(1732)	9月5日迄	8月10日靈元法皇崩御
宝永元(1704)	9月5日迄	悪天	享保18(1733)	9月3日迄	人集り悪し
宝永2(1705)	9月9日迄	8月8日紀州徳川大納言光 貞死去、8月21日祭事執行	享保20(1735)	9月3日迄	悪天
宝永3(1706)	9月3日迄	8月12日萩藩主毛利綱広の 子監物死去	延享2(1745)	9月5日迄	悪天、不競氣
宝永4(1707)	9月3日迄	?	延享3(1746)	9月5日迄	悪天、不競氣
宝永7(1710)	閏8月5日迄	?	延享4(1747)	9月3日迄	悪天
正徳3(1713)	9月3日迄	?	寛延2(1749)	9月5日迄	悪天
享保6(1721)	9月5日迄	悪天(8月14日から雨天6度)	寛延3(1750)	9月3日迄	悪天
享保7(1722)	9月3日迄	悪天	宝曆元(1751)	9月3日迄	悪天
享保9(1724)	9月5日迄	8月14日大風			

四日から月末までの定めであった。だが、多くの年で期間延長をみていているのである（表-8参照）。この表のほか、既載の表7を見れば、元禄期も多分に延市であったことが承知されるし、享保十六年、元文三・四年、寛保三年も延市申請が出されたものの却下されているし、さらに、延享三年の場合、申請は十日まで、寛延三年の場合は五日までであったのである。とくに寛延三年では、晴天五日延長の申請に対し、晴雨に拘らず三日までという裁断であつた。服装を理由とするものが若干みられるが、雨天続きなどと称せられる悪天が圧倒的である。

時を遡る貞享二年（一六八五）も九月三日まで芝居興行が延長されている（「御手紙控」）し、「記録所日記」延宝七年（一六七九）九月十日の条には、初代藩主毛利就隆が八月八日他界したため、見世物両度來たつたが漸く四日の興行しかできず、路銀・飯米等に難儀するとして「両度七十三人江銀拾枚遣早々引取せ候由」と記されている。

宝曆二年の祭市延長への移行も、右のような恒常的ともいえる延市の実績の上に成立したのだといつてもいいだろう。そこで、データは少ないが延市の実効を見ておこうと思う。天候や役者・出し物によって多分に左右されると

表-9 延市の効果 (※は見世物)…

年号(西暦)	延市期間	延市期間中(a)	8月中	合計(b)	A/B ×100
延享2(1745)	9月5日迄	2,570人	10,566人	13,136人	19.6
延享3(1746)	9月5日迄	1,100	8,832	9,932	11.1
延享4(1747)	9月3日迄	468 ※9.5匁	13,910 176.6匁	14,378 186.1匁	3.3 5.4
寛延2(1749)	9月5日迄	2,270人	15,512人	17,782人	12.8
寛延3(1750)	9月3日迄	2,521	15,122	17,643	14.3
宝暦元(1751)	9月3日迄	2,731 ※84.2匁	12,343 300.3匁	15,074 384.5匁	18.1 21.9
宝暦2(1752)	9月迄	3,284人	9,656人	12,940人	25.4
宝暦3(1753)	9月7日迄	5,368	9,169	14,537	36.9

いうことを念頭に置く必要があるが、表9に示すとおり延享四年を例外に相応の実績が出ていたことが窺える。九月七日までの祭市期間になつた宝暦一・三年は、九月に大きく傾斜していることが歴然である。

また、もう一つ考慮しておかねばならぬ問題がある。

八月下旬ないし九月上旬は、百姓にとつては農繁期にさしかかる時期に当たつているということである。旧暦という事情もあつて簡単には割切れぬ部分もあるが、毎年七月十三日御館では新米節飯の儀が催されているし、九月は八分の一の年貢収納を待つて家中へ堪忍料が勘渡される習であつた。例えば、元禄七年九月五日の「御藏本

日記」には、昨年は九月二十一日までに諸村から上納された米高が九一八石で同月二十五日に初積出しを行なつたが、今年は九月四日に積出し運送が開始されている旨のことが記される。正徳元年には、八月十二日に新米ができたから翌日には他所米入津の指留めが沙汰されていれる。享保二十年では九月一日に島田村(現光市)の早田検見の内実が報告されている。

祭市の風俗

「出令

前年これを觸處家中大小身の妻子に至遠石市昼夜の間三度之内は心に任へき制あり、然るに必三度行輩間(マコ)見たり、今より後は夜白の間二度に限、その内ハ人(カ)の志奴婢にいたりても其心准へし、畢竟遠石の市ハ耗費無益

未八月日

別紙之通被仰出候間御組中江も可被仰渡候、以上

八月十三日

福間外記様

稟屋内匠

鳥羽図書様

稟屋丹宮様

これは「萬御手紙控」正徳五年の簿冊に見えるもので

ある。当藩財政の逼迫に伴い、何かにつけて節儉が事々
しくいわれており、家中及びその妻子等の祭市への繰出
しも戒められるところで、このとき市参りも二回から一
回に減ぜられた。

元文元年から延享二年まで、歳々のように下役人の妻
子どもに無錢で芝居見物をするものが跡をたたぬと、こ
れを戒めている。延享元年七月一日には、家来末々の者
まで茶屋・酒屋での料理等の享受を禁止している（「御
書出控」など）。

これら家中に対する規制は、いわゞもがな家中の祭市
へ向う心の熱かつたことが測られるといえよう。上述の
ように芝居見物は、藩主層にまでしつかり浸透していた
のである。

享保七年九月三日、遠石念仮坂の磯辺に刀帯・鼻紙
袋・鼻紙・巾着・草履が放置されていたという事件が発
生。忽ち捨て主が判明して尋問すれば、「前夜酒ニ酔大
芝居辺迄ハ覺候得共夫よりハ前後覺申さず」との返事。
「酒醉有之事候へ共刀屬を捨置、其上申出も仕らず、無^(アシ)
方作廻、役筋ニ対し旁不届至極」として、扶持召放らの
処断が下されている（「御手紙控」九月十日付）。この武士、
「享保四年定扶持方・御役扶持方・御勘渡留」によると、
「檢断頭で一人半扶持と見える」。

芝居小屋の「店棧敷」は家中専用であった。同十四年
八月二十一日夜、徳山町の商人国広一郎左衛門が妻子連
れで大芝居を店棧敷で見物したとして「町人身柄不届」
となじられている（結果的には許されている。「御藏本
日記」八月二十四日の条）。

祭や市は、無礼講の温床である。棧敷が売買の対象と
なつていたようで、寛保三年に近年自に余るものがある
として堅く禁止する旨触られているし、宝曆三年にも「見
物之面々人遣シ取來候處、近年中座之者其外町方之者其
外之者相加リ棧敷取置剩高直ニ壳候」との認識の下、禁
止の厳命が下されている（「御藏本日記」各年五月の記
事）。

同日記享保十九年九月一日の条には、「祭市ノ間すい
ほう押と申類之不審等敷人柄へ宿貸」しをする者がある
として、早速追払うよう指示が出されている。同元文二
年八月二十三日の条には、前日の暮前、真綿一把を盜ん
だ掏摸一人を一両日晒した上追放するよう裁断した一件
が見える。彼の生國は筑前。

芝居小屋に付隨して旅茶屋が設けられていた。ただし、
少なくとも享保十二・十三の両年は認められていないし、
享保十三年六月三十日には、去年認めていなかつたもの
を強いて申請して来たとして、町年寄・目代の閉戸のほ

か芝居興行・祭市まで許さぬという事態に及んだこともある。町が大いに迷惑するからと懇願して漸々市と芝居は許された（「御書出控」ほか）。

年寄・目代に対する处罚事件がもう一つ。延享二年、「扇子屋と号し遊女がましきもの数多罷越暫も罷居候」事態に対し役筋を忘却したとして逼塞させられている。また、家賃の三町人も同罰を与えられている（同書十月十八日付）。

やや時代は遡るが、天和二年八月二十九日夜、徳山本町の商人の遠石の出店で、同新町の娘が縊死するという事件が発生している。窮めところ、数年来出店の主と密通を働いていたといふ。店主は両国追放を喰つてている（「江戸奉書控」）。

昼夜

日々の売札数は、大方昼と夜の興行に分けて明記されているのだが、はたして各興行の時間帯は具体的にどうであったのか。

延享元年七月二日、昼芝居は八ツ（十四時）限り、夜芝居は四ツ（二十二時）限りとして、決して延長はまかりならず、途中でも中止するよう沙汰が出された（「御書出控」）。が、同八月二十二日には「在々より出る者遅

く來り遠方者とくに昼夜に合わず」との訳をもつて、昼夜七ツ（十六時）限りに早くも改められている（「御藏本日記」）。

同年にはまた、家中の夜の芝居見物が指留められた事実（「御藏本日記」ほか）がある。これを念頭において、前年の寛保二年と延享三年を見ると、いずれも大小総合で昼一〇〇に対し夜一八六、一九〇となつて、家中への禁令が反映された結果になつてゐるようだ。

だが、これでは集客がむつかしいと、延享四年には旧年通り昼夜見物に差別をつけぬことになつた（「御藏本日記」）。同年から宝暦三年までに六年間について、昼夜〇〇に対する夜の比率を追つてみると一四四、一九八、二二〇、二三三、三二〇、五〇四、四二四となつて、夜への傾斜が顕面である（²⁵）。

宝暦三年、開演が遅く深更に及ぶことが多いとして、これを諱めることがあつた（「御藏本日記」八月二十一日）。

宝暦一年開始の権現祭市芝居の場合、同年昼一〇〇対

夜九一九、同二年で一〇〇対一二三三五と大変なはね上りを見せるのである。同三年開始の富田古市芝居では一〇〇対一〇五三と同じ模様を作っている。

押役には祭市終了後十数日の休息が与えられている。例えば、宝永五年（延市なし）で本役に復帰したのが九月十三日、延享二年（九月五日まで延市）で九月二十日である。また役料は元禄期で一日一升である（「御手紙控」）。

小結

「近年商売すくなく諸町困窮に及ぶ」とは、延享四年十月十日の「御藏本日記」の記事である。同日記同元年二月九日の記事には、飢人四、四八七人へ一人当たり麦・稗一升宛、同月十九日には徳山町一一五軒三九一人へ米一升を施した旨が見える。同日記同三年三月七日の条にはまた、領内一九ヶ村の飢人に對し大麦一六石六斗九升、塩四石一斗一升が下されたことが記される。

他年で同様のことが窺わるのは、享保十三年と同六年ぐらいである。⁽¹⁵⁾前者で飢人が町方二、二二七人、地方六、八四九人に米二七五俵が施され（三月七日の条）、後者で下松町に飢人約二〇〇人（二月十日の条）である。遠石町に絞つてみると、享保十三年に町方三八人・地

方二二人に一月十七日から施粥一人三合宛支給（二月十三日の記事）、延享二年五六軒二三八人に對し麦一人二升宛貸付（三月二十日の記事）、同四年二四六人に麦一人一升宛貸付（三月十五日の記事）と拾われる。また、享保十三年十一月十八日には一二軒焼失という火事があり、同十五年には近年困窮、あまつさえ一昨冬の火難で渡世の方便なしとして古来にならい四月十五日から月末まで牛馬市が認められている（二月二十九日の記事）。

延享期を中心とするこの疲弊不況のさまは、宝暦二年須万村樂々谷で七年一度の神舞が中絶していたところ復活（「御藏本日記」九月十二日の条）、同三年大津島で五年一度の神舞が同じく復活（同二月三日の条）という事例からも、しつかり認識されようと思つ。祭礼・神舞の開催には藩許が必要であり、つど日記に記載されているのであるが、享保期には頻々とあらわれるものの、後年は激減している事実もある。⁽¹⁶⁾

また、一方でつぎのことを承知しておかねばならぬと思う。管見の限り早いところで享保十六年二月、大津島で近年田方虫枯れ続きだとして豊穣祈願を理由に四人連れ操芝居が許されているなど、小芝居つまり操人形芝居は、その手堅さから各所で興行開催されるようになるのである。寛延二年九月、山陽道に面する堺市町（現下松市）

で困窮を理由に十月一日から十五日まで小芝居興行が認められている（以上「御藏本日記」）。

元文五年、俄かに芝居売札の数が日々、押役から報告され、「御藏本日記」に書留められるに至った経緯は、管見の限り見当たらない。が、芝居興行も含む遠石祭市の退潮期に重なっていることに疑いはない。

宝暦二年、景気浮揚に市開催日数が延長され、さまたま規制も緩められる。遠石のみならず、徳山権現の祭市、富田古市の祭市でも芝居興行が始まる。

遠石祭市の芝居興行は分散化のためか、賑わいを取戻したとはいいかねると判断されるが、市の賑わいは蘇りを見たと考へてもよい。

これから後の遠石の祭市と芝居が、どういう道を辿つたものか、今は知らない。権現・古市をも合わせ追跡を果たし、後刻明らかにする所存である。

註

(1) 中巻六七一～六八五頁。昭和四十一年三月徳山市役所発行。

(2) 昭和五十四年九月、山口県地方史学会刊行の翻刻本では、第一巻九六～九九頁。

(3) 以上の概要及び分析は、徳山毛利家文庫「御藏本日記」

による。

(4) 米と銀と錢の各相場が一つの時期に同時に出揃うことは、ほとんどないのが実情であり、本論では同年あるいは前年の近時相場で勘算していることを断つておきたい。

(5) 徳山毛利家文庫・治用方「金銀引替錢相場」によると、

寛保元年十一月三日から銀一匁につき五四文、同二年四月三日六〇文、同閏四月十一日六二文、同六月三日六四文と、七ヶ月で一八パーセント余り錢相場が下落している。

(6) 『徳山市史 上巻』（昭和五十九年発行）五七六～五七七頁。この記述は、寛保元年（一七四二）「御領内町方自安」

（徳山市立図書館蔵）に基づく。

(7) 観客動員など退潮・低迷期と映る寛保元年から宝暦元年までのおよそ一〇年間にあつては、御館招致の形跡が認められない。

また、享保十四年の場合、同じ一座を八月十八日と二十六日の二度にわたり招館している。

(8) 元文三年には三五匁定となつていて（「御藏本日記」八月二十三日の条）。同日記元文元年八月二十二日の条に、代銀支給となつた理由が年々調達額が増加しているためとあり、従来の化粧道具として白粉・髪付・梅花油・付油・紅猪口・三昧線糸の名称が上つていて。また、享保期には銀一〇枚が下されている。

(9) 蓮性院（俗名は宮内、京都人佐藤勘左衛門光繁の娘、元禄十五年八月徳山中部屋で元堯）幼名竜松出産、御部屋様と称される、寛保一年没、享年六十三歳）は、芝居好きであつ

たと見え、享保十六年八月二十日、自ら遠石八幡宮へ参つた序に夕方芝居見物を果たし、夜九ツ半に帰館した話もある（『御蔵本日記』）。

(10) 元文元年から寛延二年ころの地代銀（地料銀とも）は銀八〇目である。

(11) 退潮の潮目が窺われる元文三年は異例である。この年六月十日入札が行われ、一番札の坪井清兵衛が銀五四五匁余で落札しておりながら、同月二十一日には二番札銀四一〇目余の方に変更が行われているのである（二番札入札者は不明、「御蔵本日記」）。理由が明記されていないが、十分推察は可能と思う。

(12) 『広島県史 近世 I』（昭和五十六年発行）一二三四頁。

(13) 『徳山市史 上巻』（昭和五十九年発行）五七八～五八一页。

頁。

(14) 「御蔵本日記」正徳元年八月十四日の記事には「地方之方二百姓屋五七軒在々より持參之物元貢宿仕候」とも見える。

(15) 一回の観客動員数の最高は、大芝居の場合、昼興行で五十九人（寛延元年八月十五日）、夜興行で一、一三〇人（延享四年八月十四日）、小芝居の場合、昼興行で一、一七一人（同年八月十五日）、夜興行で七〇一人（寛延三年八月十四日と宝暦三年八月十四日）。明らかに最高の人口は、市の初日つまり顔見せに記録していることになる。

(16) 享保十七・十八年は論外とする。

(17) これについては、別稿を用意するつもりでいる。